



時間外労働の中小企業に置ける割増賃金の引き上げ 厚生労働省の労働政策審議会

で、「労働時間に係る労働基準法の改正」が議論され、長時間労働を抑制する観点で、中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の引き上げが平成 31 年 4 月に施行される事となります。

労働基準法／労働時間に関する改正の概要

長時間労働が多いと言われる運送業について「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり議論が行われました。

1. 運送事業者の長時間労働の把握

運送業の取引環境については、従来は荷主企業の物流の仕組みの中に定着して慣行で行われており、その中で長時間労働にならざるを得ないような仕組みとなっている事が判明致しました。そうした慣行を改善するとなると、トラック運送業者のみではどうする事も出来ず、積込先の荷主及び荷卸し先の荷主の改善協力が必然的に必要不可欠となってくる事がわかり、結局、運転者の長時間労働の実態の把握とその現場でどの様に長時間労働がなされているのかを調査し、検討することとなりました。



2. 今後の運輸支局の監査について

国土交通省では、平成 27 年 9 月 1 日よりドライバーの労働時間などを定める改善基準告示に違反し労基署から通報された事業者に対し、運輸支局の監査前にトラック協会に業務を委託している貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導が行なわれます。運輸支局が適正化事業実施機関からの結果報告により改善されていないと判断すると監査の実施となります

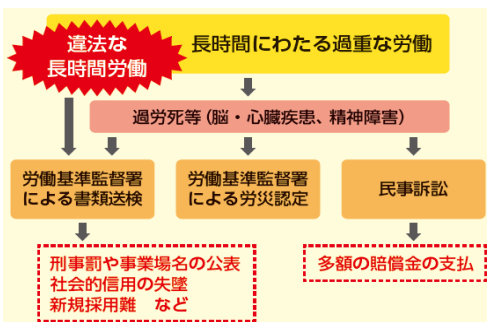
3. 長時間労働の抑制の難しい実態

運送業が長時間労働となるのは、労働時間と休憩時間の区別が曖昧であり、手待ち時間も労働時間と考えられるため、拘束時間が長くなる傾向になりやすいためです。ある程度の時間短縮は出来ても運送事業所だけでの努力では改善は難しいと考えられます。



4. 実際に行われた「30日の事業停止」の行政処分

国土交通省では、事業者は貨物自動車運送事業輸送安全規則により国土交通大臣が告示で定める基準に従って運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならないため、それが厳守出来ないなどの罰則については、行政処分として事業停止や車両停止となります。



新たに平成 26 年 1 月 1 日より「30 日の事業停止」が追加され、引き続き法令違反の改善なきときは運送許可の取り消しにもなります。実際、その翌年の 27 年 1 月、北海道の事業所において、乗務時間等の基準の順守違反等 12 件の違反が認められ、初の「30 日の事業停止」及び輸送施設の使用停止処分となり、その荷主にも荷主勧告制度に基づいた警告書が発令されました。

あとがき トラックドライバーは、改善基準告示に基づいた特殊な時間管理が必要であり、それに合わせた就業規則と労働契約書の文言内容を整備が必要です。無用な残業代の発生を抑えるため、現状を把握した上で、合法的な時間短縮策を見出すとともに、適正な賃金となるよう賃金制度の見直し等をするなど、労働条件の整備改善を致しましょう。トラックドライバーの処遇改善を進めることは居心地良い職場環境づくりとなりトラックドライバーの処遇改善と人材育成の促進につながり、個々の企業利益の拡大、更には運輸業界全体としての利益の最適化の実現となり得るでしょう。

ご安全に